

市民委員会資料

議案第97号

川崎市生活文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市生活文化会館条例新旧対照表

資料2 川崎市生活文化会館条例の一部改正に関するパブリックコメントの結果

経済労働局

平成27年6月10日

改正後						改正前					
川崎市生活文化会館条例 平成 7 年12月26日条例第47号						川崎市生活文化会館条例 平成 7 年12月26日条例第47号					
別表（第 9 条関係）						別表（第 9 条関係）					
1 施設利用料						1 施設利用料					
種別		金額				種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日
		9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～10 時	9 時～10 時			9 時～12 時	1 時～ 5 時	6 時～10 時	9 時～10 時
研 修 室	第 1 研修室	1,700円	2,300円	3,200円	7,200円	研 修 室	第 1 研修室	1,700円	2,300円	3,200円	7,200円
	第 2 研修室	900円	1,200円	1,700円	3,800円		第 2 研修室	900円	1,200円	1,700円	3,800円
	第 3 研修室	1,200円	1,600円	2,200円	5,000円		第 3 研修室	1,200円	1,600円	2,200円	5,000円
	第 4 研修室	1,400円	1,800円	2,500円	5,700円		第 4 研修室	1,400円	1,800円	2,500円	5,700円
	第 5 研修室	1,800円	2,400円	3,400円	7,600円		第 5 研修室	1,800円	2,400円	3,400円	7,600円
ホール		5,300円	7,000円	9,700円	22,000円	ホール		5,300円	7,000円	9,700円	22,000円
会議室		4,000円	5,300円	7,400円	16,700円	会議室		4,000円	5,300円	7,400円	16,700円
和室		2,500円	3,300円	4,400円	10,200円	和室		2,500円	3,300円	4,400円	10,200円
実 習 室	工作実習室	2,400円	3,200円	3,800円	9,400円	実 習 室	工作実習室	2,400円	3,200円	3,800円	9,400円
	陶芸実習室	1,100円	1,400円	1,700円	4,200円		陶芸実習室	1,100円	1,400円	1,700円	4,200円
	調理実習室	1,900円	2,500円	3,000円	7,400円		調理実習室	1,900円	2,500円	3,000円	7,400円
	洋裁実習室	1,100円	1,400円	1,700円	4,200円		洋裁実習室	1,100円	1,400円	1,700円	4,200円
	理容・美容実習室	1,300円	1,700円	2,000円	5,000円		理容・美容実習室	1,300円	1,700円	2,000円	5,000円
展示場		2,700円	3,600円	4,400円	10,700円	展示場		2,700円	3,600円	4,400円	10,700円
談話室		500円	700円	1,000円	2,200円	談話室		500円	700円	1,000円	2,200円

備考

1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料

備考

1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料

改正後

の2割増相当額とする。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

2 設備利用料

種別	単位	金額
陶芸用電気窯	1台 1回	4,000円
その他附帯設備	1式、1本、1脚、1台その他1単位 1回	2,000円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。
- 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。

3 駐車場利用料

種別	単位	金額
普通自動車	1台1時間まで	超過時間30分までごとに 600円 300円

備考 普通自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいう。

改正前

の2割増相当額とする。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額)の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

2 設備利用料

種別	単位	金額
陶芸用電気窯	1台 1回	4,000円
その他附帯設備	1式、1本、1脚、1台その他1単位 1回	2,000円

備考

- 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。
- 3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。

(新設)

川崎市生活文化会館条例の一部改正に関する パブリックコメントの結果

1 概要

川崎市生活文化会館（愛称：てくのかわさき）は市内技能職者の拠点として、また、技能職者と市民の交流施設として平成9年に開館し、平成18年度から指定管理者制度を導入し、多くの市民の方々に御利用いただいています。

このたび、自動車で来館される方々に無料で利用いただいている駐車場につきまして、受益者負担の公平性を確保すること等を目的に駐車場の有料化を図るため、利用料金の規定がある川崎市生活文化会館条例の一部改正を行うにあたり、その考え方について、市民の皆様の意見を募集いたしました。

その結果、11通（意見総数17件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市生活文化会館条例の一部改正について
意見の募集期間	平成27年3月20日（金）～平成27年4月24日（金）
意見の提出方法	電子メール、郵送、持参、FAX
意見の周知方法	市ホームページ 資料の閲覧 ・川崎市生活文化会館 ・川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ） ・各区役所、支所、出張所（市政資料コーナー） ・市民館、図書館
結果の公表方法	市ホームページ 資料の閲覧 ・川崎市生活文化会館 ・川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ） ・各区役所（市政資料コーナー）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	11通（17件）
電子メール	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）
FAX	11通（17件）

4 意見の内容と対応

お寄せいただいた御意見は、概ね条例改正案の考え方の趣旨に沿っているものや、今後の施設の管理・運営の中で参考とするもののほか、条例改正の趣旨を説明・確認するものでしたが、御意見の内容を反映することで、施設の管理運営について更に適正化が図られる御意見があったことから、この御意見を反映し、条例改正後の管理運営方法の整理を進めてまいります。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見が条例改正の考え方の趣旨に沿っているもの
- B 今後の施設の管理・運営の中で参考とするもの
- C 条例改正に対する意見・要望であり、その内容を説明・確認するもの

(2) 御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	計
条例改正の是非について(7件)	5	0	2	7
駐車場の運用方法について(10件)	0	10	0	10
合 計	5	10	2	17

(3) 主な御意見（要旨）と御意見に対する本市の考え方
 条例改正の是非について（7件）

分類	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	<p>【駐車場の有料化について（賛成）】 （3件）</p> <p>○有料化に賛成する。 異存ない。公共財の利用については受益者負担は当然と考える。</p> <p>○駐車場のスペースが少なくないので有料化は良い。</p>	<p>川崎市生活文化会館の駐車場について、受益者負担の公平性、市有財産の有効活用などの観点から、有料化を図ってまいります。</p>	A
2	<p>【駐車場の有料化について（条件付賛成）】（2件）</p> <p>○有料化はやむなしと思うが、技能職関係の行事等で利用する場合、会館利用者限定の駐車場となっていれば、工具・材料の搬入で利用しやすい。</p> <p>昨今の時代、有料駐車とすることに賛成するが、利用条件等を適切に定めてほしい。</p>	<p>利用条件等については、本会館の付帯施設として適正な運用が図られるよう整理してまいります。</p>	A
3	<p>【駐車場の有料化について（反対）】 （2件）</p> <p>川崎市からの依頼による会議があるが、有料化されると会議を欠席せざるを得ないため、反対する。</p>	<p>本市が会館の目的に沿って会議等を開催する場合の駐車場の利用については料金の免除等を考えております。</p>	C
	<p>立地上、一般通行車両が一時的に使用する可能性があり、会館利用者の駐車場の確保が難しくなるため、有料化は反対だ。現行の制度と設備の継続を要望する。</p>	<p>利用条件等については、本会館の付帯施設として適正な運用が図られるよう整理してまいります。</p>	C

駐車場の運用方法について（10件）

分類	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
4	<p>【一定時間無料の取扱いについて】 （4件）</p> <p>施設内喫茶店利用者には車いすの方等がいるので、利用者のうち、食事・喫茶目的の方は無料時間を長くしてほしい。</p>	<p>障がい者の方の駐車場利用については、料金の減免を考えております。</p>	B
	<p>仕入れ業者等の搬出入にも一定時間無料の配慮をしてほしい。</p>	<p>仕入れ業者等の搬出入についても施設の利用者として、一定時間無料とするものと考えております。</p>	B
	<p>会議等への出席であっても、やむを得ず車を利用せざるを得ない場合には2時間まで無料にしてほしい。 会館利用者は2時間位無料にしてほしい。</p>	<p>施設の利用者については、一定時間無料と考えておりますが、受益者負担の公平性の観点から、近隣の市施設の利用条件等も踏まえ、無料時間を定めてまいります。</p>	B
5	<p>【減免措置について】 （2件）</p> <p>マイスターは高齢化も進み、道具等の持ち運びも多いことから、マイスター枠として1~2台を無料にしてほしい。</p>	<p>利用料金の減免措置等については、本会館の設置目的に沿って適正な運用が図られるよう整理してまいります。</p>	B
	<p>手荷物意外の搬入物がある場合は無料にしてほしい。荷物搬入後に別の駐車場に車を置き換える等の煩雑さは交通事故にも繋がる。</p>	<p>施設の利用者については、一定時間無料の方向で検討しておりますが、受益者負担の公平性の観点から、近隣市施設の状況も踏まえ、無料時間を定めてまいります。また、利用料金の減免措置等については、本会館の設置目的に沿って適正な運用が図られるよう整理してまいります。</p>	B
6	<p>【会館利用者の優先利用について】 （2件）</p> <p>市の施設なので、一般の買い物客等の利用は避けるべきだ。 会館利用者以外が利用できない仕組みを考えてほしい。</p>	<p>利用条件等については、本会館の付帯施設として適正な運用が図られるよう整理してまいります。</p>	B

7	<p>【駐車場の料金設定について】(1件) 近隣と同様の駐車料金では、市の施設として割高感があり、施設利用が少なくなってしまうのではないか。</p>	<p>料金の設定については、近傍の有料駐車場を参考に、民業の圧迫にならないよう配慮しながら、適切に設定してまいります。</p>	B
8	<p>【会館利用者確認について】(1件) 会館利用者であることのチェックは、今までどおりしっかりやってほしい。</p>	<p>会館利用者のチェックは、これまでどおり適正に実施してまいります。</p>	B